

令和4年度 第2回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

会議名称	令和4年度第2回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和5年2月13日 午前10時～午前11時50分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室
出席者等	委員：稲阪会長、岡本副会長、大久保委員、篠塚委員、佐野委員、西脇委員、土屋委員、村中委員（代理：成嶋委員）、鈴木委員、田中委員、久保委員、宮秋委員、 ※欠席者：大賀委員、黒部委員、岡崎委員、木村委員 事務局：福祉部 亀田部長 障害福祉課 山本課長、土屋主査、東城主査、井上主事
会議議題	①障害者差別解消に係るアンケート調査の結果について ②令和5年度以降の協議会の取り組みについて ③事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について ④その他

【会議経過】

<ポイント>

① 障害者差別解消に係るアンケート調査の結果について

- ・ 障害者差別解消法の認知度は、70%の事業者が内容はわからないと回答しており、法律の認知・理解は低い状況
- ・ 今後の事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されるにあたり、事業者が知りたい内容は次の2点
 - ✓ 義務化される「合理的配慮の提供」について具体例を含めて詳しく知りたい。
 - ✓ 今後、事業者が行わなければならないことを知りたい。

② 令和5年度以降の協議会の取り組みについて

- ・ 商工会議所の会報誌を活用した周知（工業団地等への周知も検討）
- ・ 市ホームページに、事業所向けページを作成する等による周知
- ・ 事業所が行うべき内容をまとめた、対応要領モデルの作成検討
- ・ 子ども向けの啓発活動（サポートブックの活用）を検討

① 障害者差別解消に係るアンケート調査の結果について

（事務局）【資料1～4にて説明】

第1回協議会にて、実施提案した「障害者差別解消に係るアンケート調査」を実施したためその結果を報告する。

<調査票に関して前回会議時から修正した点：資料1>

- ・ 当初は、佐倉商工会議所のサービス業部会のみを対象に調査実施をしようと考えていたが、回収率等を考慮し、商業部会・金融業部会にも調査対象とした。
- ・ 障害が関係しない相談内容について記載するような質問票となっていたが、調査で収集が必要な情報ではないため、質問⑩で障害に関係する相談内容のみを回答するように修正した。
- ・ 調査票の最終ページに、障害者差別解消法についての解説を入れることで、送付された事業者へ法の周知を図った。

<調査概要：資料2>

- ・ 調査対象は、1,076件で、郵送による提出の他、Web回答できる形とした。
- ・ 回答数は293件（回答率27.2%）

<調査結果：資料3、4>

- ・ （質問①）今回回答のあった事業所は、従業員数が10名以下の事業所が76.8%を占めており、5名以下が全体の半数を超えている。また、5名以下の回答の中には、従業員が0人という回答が一定数見られたことから、経営者単身で事業経営を行っている数が一定数あると思われる。

- ・ (質問②) 回答者の業種は、卸・小売業が 27.3%と最も多く、次点の、「宿泊・飲食」、「生活関連」と合計すると全体の約半数を占める。
- ・ (質問③) 障害者差別解消法の認知度は、70%の事業者が内容はわからないと回答しており、法律の認知・理解は低い状況である。
- ・ (質問④) 36.2%の事業者が、障害者からの相談窓口を設置している(必ずしも窓口設置が必要ではない)。
- ・ (質問⑦⑧) 現在窓口を設置していない 187 事業者のうち、今後窓口設置を予定している事業者は非常に少ない。これは、相談が少ないから設置する必要を感じていない。または、法律の認知が低い事からこのような結果が出たのではないかと推察する。
- ・ (質問⑨⑩) 相談に応じている事業者のうち、障害に関する相談は約 60%の事業者が対応していた。身体障害がある人からの相談が多い印象を持った。
- ・ (質問⑪) これまで障害者からの相談を受けて改善したこと(自由記載)は、ハード面での改善(スロープ設置など)以外の改善(車いすの対応、自らが対応できない場合であっても他の社会資源を提供、利用者ニーズを把握しての意識の改善)も実施されており、障害者差別解消法の認知度は低いものの、既に様々な対応が事業者においてなされていることが見て取れた。
- ・ (質問⑬⑭) 障害が関係する研修実施や、マニュアル作成している事業者は少ない状況である。
- ・ (障害⑮) 今後の事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されるにあたり、いちばん知りたいことの回答としては、次の 2 点の回答が多かった。この回答は、今後の協議会の取組においても、重要な回答である。
 - ✓ 義務化される「合理的配慮の提供」について具体例を含めて詳しく知りたい。
 - ✓ 今後、事業者が行わなければならないことを知りたい。
- ・ (クロス集計) 従業員数別の障害者差別解消法の認知度は、従業員 5 名以下の事業所において特に低く、従業員数が多くなるにつれ内容を知っていると回答した事業所の比率が高い傾向を確認した。また、業種別では「医療・福祉」、「金融」業の認知度が高い結果であった。
- ・ (クロス集計) 相談窓口の設置状況は、従業員が多い事業所が高い結果が出ている。
- ・ (クロス集計) 相談窓口の対応方法は、従業員数や業種ごとでの特段の傾向は見られなかった。

<委員からの意見等>

(会長)

- ・ 回答数は概ね予想どおりであった。

(委員)

- ・ ある程度の傾向がわかる回答率である。
- ・ ハード面は改善が難しい側面もある。
- ・ 商工会議所へもエレベーターや車椅子トイレの要望が来ることもあるが、耐久性の問題等で今の建物では設置することができない状況であり、大規模な改修にはすぐ対応することができない。今後検討していく。

(委員)

- ・ 建物の構造の部分になると難しいだろうが、心のバリアフリーを行っていければ障害者の安心につながるだろう。
- ・ 時間をかけて取り組んでいかなければならない。

(委員)

- ・ 今回のアンケート調査の結果は貴重な資料である。
- ・ 市内の事業所では、障害者雇用率は何パーセントであるか。また就職率も調べていただきたい。
- ・ 障害者と直接接することにより意識や対応が変わることもあるだろう。

(会長)

- ・ 事業所は法定雇用率をもとに雇用をしているはずだが、実際の状況はわからない部分もあるので、また機会があれば調べていただきたい。
- ・ 職種によって障害者雇用が難しいところもあるだろう。
- ・ 今回のアンケートは、先進的な取組であり収集したデータを貴重なものになっただろう。佐倉市以外に協議会の中で同じようなアンケートをやっているところは少ないだろう。

(委員)

- ・ 今回のアンケート結果は県内でも他にはないような貴重なデータであろう。
- ・ 質問⑩の自由記載において、市内の事業所が法律について知らないが、法改正により何をすればよいのか気にしていることがみてとれる。
- ・ 今回の調査結果の参考になるところについて、佐倉市のホームページに掲載するなどして、広く情報提供できるとよいだろう。

(事務局)

- ・ 調査結果の情報提供を検討していく。

(会長)

- ・ 調査結果の公開には賛成である。
- ・ 同時に障害についてわかるサポートブックも掲載できるとよい。関心をもっている事業所には参考にしてもらえるだろう。

(委員)

- ・ アンケートの回答率は約 30%であるが、たくさん意見を出してもらえたと思う。
- ・ 法律の知名度は低いが、工夫して周知していければよいと思う。
- ・ 今回の調査結果は、今後の参考になるデータである。

(委員)

- ・ 印旛保健所などの障害者差別相談の専門窓口では、当事者だけではなく障害者に関わる方からの相談も受け付けている。
- ・ 障害者差別になるのかわからない、どう対応したらよいかわからないこと等も相談できるので、活用してもらいたい。

(会長)

- ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(県条例)の認知度は、障害者差別解消法と関連が深いですが、その県条例の認知度は、2~3割程度であったため、今回の障害者差別解消法の認知度(約3割)は比較的高いと言えるのではないか。

(委員)

- ・ 広域専門指導員として、学校や病院、レストランなどに対し、相談窓口の広報活動を行っているが、なかなか相談の連絡がくることはない。
- ・ 今回のアンケート結果をみると、障害者差別に対し関心が高まっているように感じるので、何かあれば連絡してほしいと思う。

② 令和5年度以降の協議会の取り組みについて

(事務局)【資料5にて説明】

障害者差別解消の推進のためには、市民・事業者への普及啓発の他、障害者差別解消法と事業者の現況との相違を把握した上で、具体的取組を進めていく必要がある。

また、今後想定される国の動きに合わせた周知を実施していくことが必要と考える。

国においては、差別解消の推進に関する基本方針や、事業者向けの対応指針(各省庁

で策定しているもの)の改正が想定されるため、これに合わせて、令和5年度以降に次の内容検討していきたい。

- ・ 商工会議所の会報誌を活用した周知(工業団地等への周知も検討)
- ・ 市ホームページに、事業所向けページを作成する等により周知
- ・ 事業所が行うべき内容をまとめた、対応要領モデルの作成検討
- ・ 子ども向けの啓発活動(サポートブックの活用)を検討

また、令和5年度以降の取組(案)に「事業者へのメールマガジン」と記載したのは、今回のアンケート調査でWeb回答いただいた事業者に、市からの情報提供の希望について調査したところ、一定数の希望があったことから、市からプッシュ型の情報提供の実施検討を行っていきたい。

<委員からの意見等>

(会長)

- ・ 市民へのPRが大事である。
- ・ 現在は成人式の広報を行っているが、今後は障害者週間を活用して小中学校へ向けて何か取り組めることはないか検討していきたい。

(委員)

- ・ 毎年春に、小中学校の全家庭へ向けた合理的配慮についてのお知らせ(保護者向け)を配布している。
- ・ 障害についての理解が深まってきているからこそ、自分の子どもに支援が必要なのかと気にする保護者も多くなっていると感じる。学校側も支援へのアドバイスをを行っている。
- ・ 子どもたちも障害について認知してきており、身近に障害のある子がいることが当たり前になっているのではないかと思う。
- ・ 子どもたちに障害についての学習をしてもらうのは可能であり、障害への理解は必要であると思う。今後そういった機会を作っていければ子どもたちのためになるのではないかと思う。

(会長)

- ・ 学校のホームルームなど学校内での活動において、サポートブックなどを活用して学習してもらえたらよい。
- ・ 小中学生の時期に障害に触れることが大事である。
- ・ 協議会の中でもどのように取り組んでいったらよいか検討していけたらよい。

(委員)

- ・ 我々のような障害者団体と市内特別支援学級の交流の機会を持ちたいと考えている。
- ・ 市川市では特別支援学校や特別支援学級などで構成する組織体があり円滑に活動していると聞いている。佐倉市では、特別支援学級を束ねた組織体はあるのか。

(委員)

- ・ 小中学校では佐倉市独自としての組織は無いが、印旛郡市で教科部会があり、その中で特別支援に関する集まりがあり、研修や情報交換などが行われている。

(会長)

- ・ 来年すぐにはなくても、支援を必要とする子どもたちへのケアも今後行っていけたらよいと思う。

③ 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について

※非公開※

④ その他

(委員)

<まちのバリア点検会について>

- ・ 参加者 43 名のうち障害者当事者は 7 名の参加であった。
- ・ 高校生も積極的に参加していただいた。
- ・ まちのバリア点検会の活動は、始めた当初は当事者に限定された活動であったが、今は市民活動として広がっている。
- ・ ハード面の課題が様々ある中で、すぐ改善できない部分をソフト面（声かけなど）で補って対応しているところもあり評価している。
- ・ 合理的配慮を求める当事者の有効な活動であると考えている。

～閉会～